

欠損金繰越控除制度の概要

- 欠損金の繰越控除は、各事業年度の法人税負担の平準化を図るための制度であり、事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額については、当期の所得金額の50%を限度に損金算入できるとしている。なお、中小法人等については、「所得の全額」まで損金算入できる。
- また、大法人についても、再建計画への影響や設立間もない法人の財務基盤の健全化・安定化に配慮し、再建中の法人や新設法人については、一定期間、「所得の全額」まで損金算入できる。

